

しめたもん着ぐるみ貸出規程

(目的)

第1条 この規定は、しめたもん着ぐるみの貸し出しについて定める。

(借用者)

第2条 着ぐるみの借用者は次のとおりとする。

- (1) 志免町商工会会員
- (2) 志免町役場

(借用申請)

第3条 着ぐるみを使用する場合、しめたもん借用書に記入し商工会事務局に提出する。

(借用期間)

第4条 借用期間は、最長5日間とする。ただし5日以上借用する場合は、再度申請すること。

第5条 一借用者の年間(4月1日～3月31日)借用回数は3回までとする。

(取り扱い)

第6条 着ぐるみの取り扱いには十分注意をし、万一破損した場合やクリーニングで落ちないシミや汚れをつけた場合は借用者の費用をもってすみやかに修理して弁済する。

第7条 屋外で使用するときは晴天時のみとし、雨天時(少雨含む)は屋外での使用は禁止する。

(借用料)

第8条 借用料は着ぐるみのクリーニング代3,000円とする。

ただし、公共性の高い使用においては会長判断により借用料を無料とすることができる。

(管理者の免責)

第9条 商工会の責めに帰すべき事由により発生した損害についての責任を負わないものとする。イベント時における事故やトラブル等は借用者の責任において解決する。

(補則)

第10条 この規定に定めのない事項については、理事会の議を経て会長が別に定める。

附則

(実施の時期)

この規程は、平成25年6月1日から実施する。

この規程は、平成28年11月4日に遡及し一部改正して実施する

年 月 日

志免町商工会
会長 辻 秀治 様

住 所
団体名(事業所名)
代 表 者
(使用者名)

印

しめたもん借用書

私は、下記の条項を遵守し、以下の物品を借用いたします。

- ◆ 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (最長5日間)
- ◆ 使用品名 しめたもん (本体 ・ スポン ・ ブーツ ・ グローブ「 」)
- ◆ 使用目的 _____
- ◆ 使用料 3,000 円

記

使用条項

- 1、借用物品は十分な注意を払って借用者が管理する。万一破損した場合やクリーニングで落ちないシミや汚れをつけた場合は借用者の費用をもってすみやかに修理して弁済する。
- 2、屋外で使用するときは晴天時のみとし、雨天時（少雨含む）には屋外での使用は禁止する。
- 3、返却日を厳守する。
- 4、借用者の不注意等により紛失、破損、盗難等で現品の返却が不能となった場合は、同種・同等のものを弁済する。
- 5、借用物品を転貸したり、質入れした場合は、速やかに返却または損害を賠償するものとする。
- 6、借用物品の使用に伴い、他人に損害を生じさせた場合は借用者の責任とする。
- 7、公序良俗に反する行動は行わない。
- 8、酒気を帯びた方の着用は厳禁とする。
- 9、雨天等により使用できなかった場合でも借用料は返金いたしません。

以上

しめたもんの取り扱いについて

しめたもんの取り扱いにつきましては、下記の点にご注意ください

1) 換気ファンについて

頭部上方に換気用ファンがついております。夏期等の暑い時にご使用ください
(単3電池を使用してください)

2) 使用にあたって

しめたもんの中は暑くなりますので、こまめに水分や休息をとり、着用者の体調には十分気をつけてください。

また、夏場は特に熱くなりますので、15分～20分を目安に交代してください。

(着用者の個人差もありますので、無理せず休息をはさみながらのご使用をお薦めします)

しめたもん使用の際には、サポートスタッフを最低でも1名は必ず横につけてください。

火気・水(池やプール等)の近くでのご使用は大変危険です。

小さなお子様の近くでは、怪我の原因となりますので、あまり大きな動作をされないようご注意ください。

しめたもんの頭部の「め」の部分は非常に壊れやすいです。また、強い衝撃を与えると球体が破損いたしますので取り扱いにはご注意ください

しめたもんは本体部分が球状となっており搬入搬出の際には120cm以上の出入口が必要です。

しめたもんの着脱はお客様の前では行わないでください。

3) 管理・保管方法

使用後は、消臭剤を使用し、風通しの良い涼しい場所で保管してください。

着ぐるみは湿気と高温を大変嫌います。保管の際にはビニール袋等で密閉しないでください。カビなどの発生の原因となります。

よごれた部分は市販の洗濯用洗剤をうすめたもので拭くときれいになります。

4) しめたもんの紹介について

使用の際には必ず下記等によるしめたもんの紹介をおこなってください。

ゆるキャラしめたもんはおしゃべりができませんので、必ず通訳の方を通してお話してください。